

【いじめ防止基本方針】

◎未然防止

○教員の指導力向上と組織的対応

- ⇒・いじめに対する研修（スクールカウンセラーの活用）
- ・いじめ防止対策委員会を中心とし、教員間の連携強化

○児童の意識向上

- ⇒・「いじめ」に関する授業の計画・実施（各担任）
- ・ふれあいアンケートを通しての全体指導（生活指導主任）

○保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼

- ⇒・年度当初の保護者会や、学校運営連絡協議会などの機会に「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明する。
- ・「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載するとともに、「学校便り」等を活用して内容を周知する。

◎早期発見

○児童観察

- ⇒・休み時間の児童観察（日直教員）
- ・ふれあいアンケートの実施（生活指導主任、各担任）
- ・授業中等の児童観察（各担任）
- ・スクールカウンセラーと全児童の面談（SC）

○教員間、スクールカウンセラーとの連携

- ⇒・学年部、生活指導打ち合わせ等での情報交換（各担任）
- ・連携授業者との日常的な情報交換（各担任、授業者）
- ・スクールカウンセラーとの打ち合わせ（生活指導主任、養護、各担任）

○被害児童や周囲の児童からの訴え

- ⇒・日記や会話、児童の様子からの情報収集（各担任、授業者）
- ・保健室内外での健康相談活動（養護）

○保護者相談、面談、家庭訪問等の実施

- ⇒・学級担任による計画的な保護者面談や、家庭訪問を通しての信頼関係の構築を図る（担任）
- ・スクールカウンセラーの面談日の周知等による学校教育相談体制の整備（養護 SC）

◎早期対応

○保護者・地域からの情報

- ⇒・保護者会を通しての情報収集、学級通信等による情報発信（各担任）
- ・地域行事への参加による情報収集（各教員）
- ・スクールカウンセラーと保護者の面談（教育相談担当）

○組織的対応、教員間の情報共有・連携

- ⇒・発覚後、速やかに対策委員会への連絡（発見者）
- ・対策委員会から、管理職を含めて対応を検討（対策委員会）
- ・対策委員会から、夕会で報告（対策委員会）

- 被害児童、加害児童、周囲の児童への取り組み
 - ⇒・各児童への聞き取り（担任、対策委員会）
 - ・被害児童の保護への対応（担任、対策委員会）
 - ・加害児童の指導への対応（担任、対策委員会）
 - ・周囲の児童への対応（担任、対策委員会）
 - ・スクールカウンセラーによる心的ケア

- 所管教育委員会・関係機関との連携
 - ⇒・教育委員会への報告
 - ・子ども家庭支援センターへの報告

- 保護者・地域との連携
 - ⇒・被害児童保護者への対応（担任、対策委員会）
 - ・加害児童保護者への対応（担任、対策委員会）
 - 被害児童・加害児童両保護者への事実関係等、必要な情報を適切に提供する。
 - ・登下校時や校外での児童の見守りの依頼

◎重大事態への対応

- 被害児童の保護・ケア
 - ⇒・被害児童に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護や情報共有の徹底（学年部、対策委員会）
 - ・被害児童の保護、緊急避難措置の検討・実施（対策委員会）
 - ・スクールカウンセラーによる心的ケア

- 加害児童への働きかけ
 - ⇒・加害児童への懲戒や出席停止の検討（対策委員会）
 - ・スクールカウンセラーによる心的ケア

- 所管教育委員会・関係機関との連携
 - ⇒・所管教育委員会への報告（対策委員会）
 - ・警察への相談、通報、子ども家庭支援センター、児童相談所等との連携（対策委員会）

- いじめ防止対策推進法に基づく対応
 - ⇒・所管教育委員会が設置する組織との連携・協力

- 保護者・地域との連携
 - ⇒・加害児童保護者への対応（担任、対策委員会）
 - ・被害児童の保護者への対応（担任、対策委員会）
 - 「いじめ防止対策推進法」に基づく調査を実施し、被害児童の保護者に対して、調査結果に関わる情報の提供。
 - ・いじめ対策緊急保護者会の開催（対策委員会）